

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則

発出年月日：平成 19 年 5 月 29 日

文書番号：沖縄県公安委員会規則第 8 号

公表範囲：全文

改正

平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号

平成元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号

令和 3 年 3 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号。以下「府令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出証明書の返納）

第 2 条 府令第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定による探偵業届出証明書の返納は、探偵業届出証明書の返納届出書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

（身分証明書）

第 3 条 法第 13 条第 2 項に規定する証明書の様式は、別記様式第 2 号のとおりとする。

（行政処分の上申）

第 4 条 警察署長は、法第 14 条の規定により必要な措置をとるべきことを指示すること（以下「指示」という。）、法第 15 条第 1 項の規定により営業の全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「営業停止命令」という。）又は同条第 2 項の規定により営業の廃止を命ずること（以下「営業廃止命令」という。）が必要であると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第 3 号）に、証拠書類及び関係書類を添えて生活安全部生活安全企画課を経由して公安委員会に上申するものとする。

（指示）

第 5 条 公安委員会は、指示をしようとするときは、指示書（別記様式第 4 号）により行うものとする。

（営業停止命令等）

第 6 条 公安委員会は、営業停止命令をしようとするときは、営業停止命令書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

2 公安委員会は、営業廃止命令をしようとするときは、営業廃止命令書（別記様式第 6 号）により行うものとする。

（行政処分の執行）

第 7 条 警察署長は、行政処分の執行をするときは、被処分者に指示書、営業停止命令書及び営業廃止命令書を交付し、及び請書（別記様式第 7 号）を徴するものとする。

（警察本部長への委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、法及び府令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県暴力団排除条例施行規則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則及び自転車運転者講習の実施等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県暴力団排除条例施行規則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則及び自転車運転者講習の実施等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号（第2条関係）

探偵業届出証明書の返納届出書
[別紙参照]

別記様式第2号（第3条関係）

身分証明書
[別紙参照]

別記様式第3号（第4条関係）

行政処分上申書
[別紙参照]

別記様式第4号（第5条関係）

指示書
[別紙参照]

別記様式第5号（第6条関係）

営業停止命令書
[別紙参照]

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

営業廃止命令書

[別紙参照]

別記様式第 7 号（第 7 条関係）

請書

[別紙参照]

様式等省略